

---

プロジェクト **令和 7 年度税制改正への対応**

項目 **本日の審議事項**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

### 経緯

2. 「令和 7 年度税制改正の大綱」が 2024 年 12 月 27 日に閣議決定され、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の一環として防衛特別法人税（仮称）の創設が掲げられた。防衛特別法人税に係る規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」（以下「改正税法」という。）の法案が、2025 年 2 月 4 日に国会に提出され、国会で審議中である。
3. 改正税法の法案によれば、防衛特別法人税が法人税額から 500 万円を控除した額を課税標準とする税率 4%の新たな付加税として創設され、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から課される予定とされている。
4. 改正税法の法案では、防衛特別法人税は 2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から課される予定とされているため、2025 年 3 月 31 日に終了する事業年度の決算にあっては、当期税金に係る影響はないと考えられる。
5. 一方、税効果会計の適用については、改正税法の法案が 2025 年 3 月 31 日までに国会において成立した場合、改正税法の影響を反映する必要があると考えられるため、2025 年 3 月 31 日に終了する事業年度の決算に備え、税効果会計の適用における防衛特別法人税の取扱いを整理することが必要と考えられる。

### 本日の審議事項

6. 現時点で改正税法の法案は国会で審議中であるが、改正税法が 2025 年 3 月 31 日までに成立した場合を想定し、主として 2025 年 3 月 31 日に決算日を迎える企業における防衛特別法人税の取扱いについて、補足文書において情報を提供することが有用であると考えられる。

7. 本日は、令和7年度税制改正に対応して、防衛特別法人税の取扱いを明らかにする補足文書を公表するかどうかについてご意見をお伺いしたい。
8. 併せて、補足文書を公表することとした場合、公表する補足文書の文案（審議事項(1)-2）についてご意見をお伺いしたい。

以 上